

## 第3部 地方行政の具体例

地方自治体の具体例として、エノー県 (Hainaut)、シャルルロワ (Charleroi)、シャルルロワ公的社會援助センター (Centre Public de l'Aide Social de Charleroi) を選んだ。これらは、全てフランス語共同体のワロン・レジオンにある。

### 第1章 エノー県 (Hainaut) <http://www.hainaut.be>

#### 1 概要

エノー県の人口は、130万人、面積は3,787km<sup>2</sup>（全国土の12.4%）である。また、同県は、273kmに及ぶフランスとの国境を有する。

エノー県は、産業革命の発祥地の一つとして石炭、鋼鉄の生産を行っていた。しかし、現在ではこれらの重工業は衰退している。エノー県は、伝統的な特徴をさらに強化しつつ、新たな産業の導入に努めた。

同県では、出版業、ビール製造業、フレンチポテト製造業などベルギーの伝統産業がいまだに健在である。また高速道路、TGV、大運河、空港等の交通の便に大変に恵まれているうえ、欧州構造基金の「目的1」指定地区<sup>4</sup>であったことから、これらの利点を生かして、投資、研究開発、育成、観光等を優先しながら経済復興を図ってきた。また、同県は、通信、新素材、繊維及び印刷技術等の分野で活動している国内企業及び外国企業（日本、米国等）の誘致を促進するとともに、大学、研究所等の活動を支援している。さらに、欧州プログラムの一環で国際交流にも力を入れている。

#### 2 機関

モンスにある県議会の定員数は84名で、そのうち社会党が40名、社会キリスト教党が18名、自由党が16名、環境保護党が5名である。

議会は、そのうちから議長及びそれぞれ異なる専門分野を担う6名の常任理事（社会党5名、社会キリスト教党1名）から構成される常任理事会 (Députation permanente) を選出する。常任理事会には、県知事 (Gouverneur) 及び事務総長 (Greffier) も含まれる。

<sup>4</sup> EUでは、域内の地域格差是正の一手段として、構造基金による経済的支援を地域に対して行っているが、効果的な資本投下を実現するため、対象地域の指定を行っている。これらは地域の特性に応じて、例えば「目的1 (objectif 1)」は地域の開発と構造調整、「目的2 (objectif2)」は、産業構造の転換を要する地区といったように、地域の特性と目的に応じて定められている。エノー県の場合、産業転換地区としての指定はすでに解除されており、目的1の指定も1999年で終了した。

れる。

### 6名の常任理事の各担当分野

- ・社会問題（人事、社会福祉）、社会福祉（低利子貸付）、西部エノ一県地域の教育、スポーツ、青年問題
- ・行政係争、懲罰、チュアン区内の教育、障害者採用企業、県立印刷所、地方自治体に対する後見監督、建設許可に関する訴え、広域行政、農村法、農村警察、司法（労働裁判所、陪審員名簿）
- ・観光、社会住宅、シャルルロワ地域の教育、障害者採用企業、図書館連盟
- ・社会問題（身体障害者）、家族相談委員会、奨学金、道路整備、水路、環境、公衆衛生、エノ一県経済・社会研究所（農業）、県土整備、取水及び給水、危険建築物
- ・衛生、保健、病気予防、文化問題、駐車場、県保険、県財政、サントル地域の教育、文化遺産指定建造物
- ・県議会（組織、近代化、改革）、公式式典、涉外、中央行政、広報、県教育の組織・運営、経済問題、情報処理、県文化遺産の管理、警察官養成

エノ一県知事に任命されているのは、元教育大臣兼上院議員である。政治家が県知事に任命されるのは、ベルギーでは一般的である。エノ一県知事は、もともとリベラル派の政治家であるが、知事としては中立的な立場をとらなければならず、また他の職を兼任することはできない。中央政府及びレジオンを代表する公務員として、知事は機関の長を務めるが、議決には参加できず、意見を述べるのみである（ただし、知事の意見は重視される。）。

県議会議員の兼職は認められている。エノ一県議会は、7月、8月を除き、月に1回開かれるが、10月に行われる予算案の審議は長期間にわたる。議員の報酬は、議会に出席するごとに出席簿に署名した後、出席手当の形で支払われる。

常任理事も、兼職が認められているが、他の職に従事するための時間はごく限られている。弁護士の場合は、県の弁護士として仕事することはできないという制約がある。また、常任理事は、他の議員職（国民議会または上院）を兼任することはできない。エノ一県の常任理事会は、毎週木曜日の午前中に会議を行う。県の公務員である事務総長も同会議に出席する。常任理事は、上院議員と同等の報酬月額及び経費の弁償を受ける。この手取り報酬額は、約3万ベルギーフランである。

### 3 行政

事務総長は、県行政にあたる一般職員の長を務める。また、県常任理事会の書記を務めると同時に、知事の協力者でもある。

県では、常任理事会の指揮のもと、4局・5課に所属する3,500人の非教員（事務職員、労務職員）及び6,500人の教員から構成される1万人の職員が働いている。教員の給与は、フランス語共同体から直接支払われている。

#### ○エノー県の行政部局

情報処理・広報・育成総局（DGSICF）、エノー県教育総局（DGEH）、文化問題担当総局（DGAC）、社会問題担当総局（DGAS）、建築物関連技術課（STB）、道路管理課（SV）、県青年問題担当課（SPJ）、安全・衛生・労働環境改善課（SHE）、涉外課（SRP）、県立印刷所（IP）、エノー県保健所（OSH）、経済・農業推進研究センター（CREPA）、エノー県経済・社会研究所（BEESH）、県立衛生・細菌学研究所（IPHIB）、エノー県観光連盟（FTP亨）、エミリアン・ヴァエス県警察学校アカデミー（APPÉV）、監査・組織委員会（CGO）、会計総検査院（IGF）、行政総検査院（IGA）

### 4 予算

エノー県の1998年予算は、約110億ベルギーフランで、黒字である。

県当局は、「ひと」と「生活共同体」のための政策を優先している。エノー県は、ワロン・レジオン内にある他の県と同様に、法律が義務付けているサービス以外の数多くの公共サービスを提供しており、予算規模も国内で最大である。新しい県会計の導入により、近い将来、教員の給与（年間約90億ベルギーフラン）も県予算に計上されることになっている（コミューンでは既に行われている。）。

#### （1）歳入

税収（60億ベルギーフラン）が、県の歳入（110億ベルギーフラン）の50%を占める。移転収入（税収、県交付金、経常交付金、その他）の合計は、100億ベルギーフラン近くに及ぶ。中でも、県交付金は、エノー県にとって大きな収入源となっている（総予算の約16%）。これは、県交付金の2つ目の分配基準が、県が受ける教育のための経常補助金を考慮しているためである。県の直接事業収入は、500万ベルギーフラン足らずである。

エノー県は、デクシア（Dexia）・グループの名前でフランス地方公庫と提携しているベルギー自治体金庫（Crédit Communal de Belgique）の主要株主5団体の一つになっている。

#### （2）歳出

エノー県の支出については、人件費が最も大きく、約70億ベルギーフラン（67%）である。次いで、管理費が16億ベルギーフラン、借入金の償還にかかる費用が12億ベ

ルギーフラン、投資的経費（学校の機材等）が10億ベルギーフラン、移転支出（スポーツ、文化等、各種分野の公益機関に対する助成金等）が4億2,700万ベルギーフランとなっている。

## 5 国際交流

エノー県は、欧洲インテレッグ（Interreg）・プログラムの一環で、フランスのノール・パ・ド・カレ県、ピカルディー県など隣国の地方自治体と、企業コンサルタント、環境、人的資源の有効利用等の分野で国際協力を実行している。また、同県は、経済、文化、教育、言語等の分野での協力を促進することを目的とした7つの自治体で構成されるユーロフューチュロスコープ（Eurofuturoscope）・ネットワークの一環でウィーン県（オーストリア）と1991年に姉妹提携を結んだ。さらに、ポーランド（カリツ県）、チュニジア（ナブルス県）、ヨルダン（アマン市）、中国（フーナン省）とも正式な交流を行っている。

## 6 政策方針

エノー県は、県民の生活環境を改善するため、保健、ニューテクノロジー、教育、観光、環境、農業など数多くの分野で活動を行っている。1997年から予算とともに示される同県の年間一般政策声明（D P G）は、県の優先課題、政治目標、日程等を明らかにしている。これによれば、

- ・ 県の中等、高等教育及び職業教育は優先課題の一つに上げられている。県内には、125の教育機関が存在し、計3万人の学生を受け入れている。
- ・ エノー県は、ニューテクノロジーの発展、情報通信システム（エノー県は世界で最もケーブルテレビの普及率が高い地域。）の開発を促進している。
- ・ エノー県は、特に保健や貧困者扶助の分野で、住民により近い場所でのサービス、社会経済サービスを拡大している。例えば、県議会は、障害者が地域経済に参加できるように障害者扶助を行っている。
- ・ エノー県は、全ての県民が文化に親しめるよう、文化政策を進めている。
- ・ 県の青年問題担当課は、22万人の青年にスポーツ活動、レジャー活動の機会を与えていている。
- ・ エノー県は、国際室の中にエノー・欧洲関連情報センター（E I C）を設け、県民、県内中小企業に情報提供を行うとともに、欧洲圏内のパートナーシップを促進している。
- ・ エノー県は、一貫性のある観光開発を推進している。
- ・ エノー県は、農業従事者への支援（人材育成等）を行っている。
- ・ エノー県は、環境保護にも力を入れている。  
となっている。

県という制度自体が再検討の対象となっている中で、エノ一県では、県が行っている数多くの活動を県民に紹介し、県民の身近な相談相手であることをより認識してもらうための広報活動に力を入れている。具体的には、無料の隔月誌を55万部発行しているほか、涉外課は常に地方のマス・メディアとのコンタクトを保っている。同県は、対話を重視する精神から、県職員に対しても注意を払っており、行政の近代化を図るとともに、県庁の建物の一つを県職員の生涯研修のために充てている。また同県は、県職員が、各人の能力を十分に発揮でき、同時に自分が県職員であることに誇りを持てるよう努めている。

## 第2章 シャルルロワ (Charleroi)

### 1 概要

シャルルロワは、ワロン・レジオンで最大、ベルギー国内でも4番目に大きなコミューンである。「カロロレジアン(Caroleregiens)」、あるいはより親しみを込めて「カロロ(Carolos)」と呼ばれる同市民の数は、15のコミューンを一つのコミューンにまとめた義務的合併以来、20万人に及ぶ。このような合併は、1977年に全国規模で行われた。また、シャルルロワは、周囲にある12のコミューンとともに、人口50万人の都市圏を構成している。

シャルルロワが最も栄えた時期は、地域の鉄鉱や炭鉱の開拓期、また製鉄産業、ガラス産業の好況期である。その頃の影響が、都市開発、街の建築に現れている。この期間は、ポーランド、イタリア、スペイン、ギリシャ、モロッコ、トルコ等から多くの移民労働者を受け入れた時期もあり、現在では現地人に同化しているこれらの移民が市人口に占める割合は、ポーランド、イタリア系の移民が25%、他の移民が8%となっている。その後シャルルロワは、1974年から1975年にかけて、鉄鋼産業、ガラス産業の不況の見舞われる。地域の鉱山は徐々に閉鎖され、市の多くの産業も衰退していった。現在でも、同地域の失業率は、全国平均を大きく上回る状況に置かれている。

このため、同地域は、鉱山や地域に根を下ろした伝統産業からの産業転換を試み、新産業の誘致を促進することによる新しい雇用の脈を模索している状況にある。

シャルルロワがもつ利点は、充実した交通路（高速道路、水路、国際空港、鉄道）と欧州構造基金からの助成等がある。特に「目的1」の指定に伴うプロジェクトにより、1,900余りの新雇用が生まれたほか、大規模な開発プロジェクト（空港拡張工事、多交通モードのプラットフォームの建設、大規模な浄水場の建設等）への取り組みが可能となった（この指定は1999年に期限が切れた。）。

シャルルロワの新しい地域産業は、印刷業、宇宙産業（アリアンヌ・ロケットの建設に関与）、通信産業、バイオ・テクノロジー産業、薬品産業等である。

しかし、これらのハイテク産業は、工場労働者ではなく高学歴労働者を必要としている。

るため、地元失業者の再雇用は思うように進んでいない。それでもシャルルロワは、明確な目標を掲げて、従来同様の地域開発を進め、国際交流を活性化していくことを望んでいる。とりわけ、日本との関係では姫路市と姉妹交流関係にある。

## 2 機関

20年来、社会党が常にコミューン議会の与党となっている（51議席のうち、31議席は社会党議員）。

市議会によって選ばれる10人の助役（échevin）及びベルギー王が議会の与党の意向を考慮した上で任命するコミューン長（bourgmeestre）は、全て社会党出身である。コミューン理事会（collège des bourgmestre et échevins）によって助役間の権限分配が行われる。コミューン長は、一般的に人事、予算、安全等を担当していたが、近年では地域開発など、戦略的な権限まで掌握するケースが多い。

### シャルルロワ・コミューン理事会の権限配分

コミューン長：予算、警察、消防、総務、人事、情報処理、通信、戦略的開発、公的社会援助センター（CPAS）の後見監督、地元非営利目的団体（ASBL）及び外部委託サービスの監督、地区問題

第一助役：教育、人材育成、社会経済

第二助役：財政、都市環境、観光

第三助役：戸籍、人口、市民の受け入れ、市民精神、墓地

第四助役：商業、経済サービス

第五助役：第三世代、祭事

第六助役：連帯、家族、移民・欧州市民権、障害者

第七助役：スポーツ、建物

第八助役：道路・公的空間、清掃、都市整備、交通

第九助役：住宅、設備、不動産管理会社

第十助役：文化、青年問題、遊技場、涉外、広報

コミューン議会議員は、各助役とともに、「セクション（sections）」と呼ばれる10のテーマ別ワークグループを組織している。

シャルルロワのコミューン理事会は、通常、週1回開催される。一方、コミューン議会は、月1回夜間に開催される。コミューン議会議員の中で、フルタイムで議員職を務めているのは、助役のみである。助役は、他の職を兼業していることもあるが、その仕事が専業活動と見なされているため、フルタイムベースで報酬を受ける。助役の報酬は、月額約12万ベルギーフランで、広域行政組織の議員を兼任する場合には、その報酬が

加算される。その他の議員は、月1回の定例議会及びセクションの会議に出席するだけであるので、彼らの報酬は2,400ベルギーフラン相当の出席手当として支払われる。

市民で構成される諮詢委員会が存在し、国土整備等の分野に関して意見を求められる。1985年以来、シャルルロワは、4つの形の市民参加を定めている。一つ目は、コミュニケーション理事会に宛てた文書による質問で、これは、理事会の回答とともに、市の情報誌に掲載される。二つ目は、公開審議の後に行われる釈明要求である。三つ目は、16才以上の市民1,000人からの要求があれば、議会の審議事項に議題を追加させることができる。四つ目は、住民投票である（1995年にコミューン法に初めて加えられた）。住民投票制度は、商店街を歩行者天国にする整備、広場の整備、ゴミ収集税の徴収方法（年に1回の徴収またはゴミ袋に課税する方法）に関して活用された。また、1993年以来、市民と行政（コミューン、公的 sociale 援助センター、市営企業）の間に立つオンブズマンが存在する。

### 3 行政

シャルルロワの行政部局は、事務総長（secrétaire communal）によって指揮される。事務総長は、他の大規模なコミューンと同様に、事務総長補佐をもつ。1997年現在、シャルルロワの行政は、8つの部で構成される。

1977年のコミューン合併後、シャルルロワは、旧コミューンの役場にあった事務所を存続させることに決めた。これらの事務所は、最も日常的な事務を行う出先事務所として活用されているほか、当該コミューン出身助役が「自分が担当する」部局をそこにまとめて移管する場合もある。

シャルルロワはまた、コミューンにおける主要な雇用主でもある。1998年、職員の数は、5,245人で、うち正規職員が2,809人（54%）、契約職員が1,260人（24%）、国家助成契約職員（大学教員等、国から給与が支払われている市で働く契約職員）が975人（18%）、臨時職員、ボランティア、研修生が201人（4%）である。正規職員の内訳は、労務職員が33%、事務職員が30%、警察官が23%、消防隊員が12%である。契約職員については、45%が託児所の警備員である。2,800人の教員は、市職員には数えられないが、教員の給与はフランス語共同体からコミューンに移転される補助金としてコミューンの予算に計上されている。

#### シャルルロワの8つの部局

市民権・広報部（戸籍、市民精神）、総務部（人事、法務）、都市活動推進部（スポーツ、レジャー）、財務部（予算）、教育・社会部（学校等の行政的、法的、教育的な管理運営、家族福祉）、技術部（建物、道路、清掃）、都市整備部、経済部（上下水管理会社、地域開発）

## 4 予算

1998年予算は、120億ベルギーフランで、わずかながら黒字である。

### (1) 歳入

コムニーンの歳入は、次の5項目から構成される。

- ・コムニーン交付金（使途の指定されていない一般交付金）：37%
- ・特定の事業に対する国及びレジオンからの各種補助金：29%
- ・地方税：26%
- ・広域行政組織からの配当金：6%
- ・各種事業収入：2%（使用料、戸籍等）

### (2) 歳出

経常部門の支出は、次の4項目から構成される。

- ・人件費（シャルルロワの支出の大部分を占める。）：64%（注）
- ・移転支出（公益機関に対する補助金）：14%
- ・管理費：13%
- ・負債に係る償還費：9%

注：コムニーンを経由してフランス語共同体が支払っている教員2800人の給与が、それだけで約20億ベルギーフランに及ぶことを考慮に入れる必要がある。

また、分野別に見ると、次のとおりである（支出額順）。

- ・教育：22%（大半は、教員の給与に当てられる共同体からの補助金）
- ・治安（コムニーン警察）：19%
- ・社会・保健：14%
- ・一般行政管理：12%
- ・広報・道路・下水：11%
- ・公衆衛生・環境保護・緑地：9%
- ・文化・スポーツ：7%

投資部門では、シャルルロワは、18億ベルギーフランを支出しており、主要な支出項目は次のとおりである。

- ・道路・下水：39%
- ・一般行政管理：16%
- ・都市整備：14%
- ・スポーツ・レジャー：10%
- ・教育：8%

コムニーンは、コムニーン内に最低一つの小学校を建設し、管理することが義務付け

られている。シャルルロワは、特に教育に力を入れており、同コムーヌ内には、小学校が 49 校、中学校、高等学校が 5 校、芸術専門学校、職業教育や資質向上を図る（料理学校等）専門学校が 13 校、工業学校が 7 校存在する。

コムーヌの支出は、増加傾向にある。毎年、シャルルロワは、同コムーヌの公的・社会援助センターに補助金を与えており。補助金の額は、センターの年間予算と社会援助基金から支払われる額の差額である。公的・社会援助センターに対する補助金は、年々、増加しており、1998 年には前年の 10 億 650 万ベルギーフランに対し 10 億 950 万ベルギーフランであった。同支出を削ることはできないが、シャルルロワは、数年前から、支出を抑え、財テク収入が得られるよう、人員の制御、公務員経費の契約化等の措置を取っている。

## 5 他のコムーヌとの関係

### (1) 国内コムーヌとの関係

1977 年のコムーヌ合併があったにもかかわらず、シャルルロワから 10 数キロ離れたところには、12 のコムーヌが存在する。これらのコムーヌは、1996 年に創立されたシャルルロワ都市圏共同体 (*communauté urbaine*) に加盟している。同共同体の総人口は、50 万人で、面積は 604 km<sup>2</sup>である。同共同体は、法的な定款、法で定められた権限等は有さない社団（従って、フランスの法律上で定められているコムーヌ共同体やベルギーの法律上で定められている広域行政組織等と混同してはならない。）に過ぎず、共同事業を行うために集まった「コムーヌ・クラブ」のようなものである。例えば、シャルルロワの都市圏共同体は、2000 年に開かれたサッカーのヨーロッパ選手権、「ヨーロッパ 2000」開催のための準備やインターネットホームページの作成等に取り組んだ。今日、ベルギーでは、新たなコムーヌの合併は話題に取り上げられていないが、事業ネットワークという相応しいコムーヌ共同体を増やす方向で議論が進められている。

シャルルロワは、計 16 の広域行政組織に加盟している（目的により、当該広域行政組織の対象となるシャルルロワ内の区域や、連携する自治体は異なる。）。これらの広域行政組織の活動分野としては、ガス供給及び電力供給（地域別に 6 つの広域行政組織が存在する。）、ゴミ収集及び処理（サービスに比例して市民が税金を支払うよう、ゴミ袋が課税対象となっているが、残念ながら、当たり構わずゴミを捨てていく市民があり、問題になっている。）、ケーブルテレビ（市内のケーブルテレビによる地元放送）、福祉（病院、養老院）、エネルギー、地域開発及び技術開発研究所等がある。

### (2) 国際交流

シャルルロワは、東欧、西欧、ラテンアメリカの多くの都市が参加しているネットワ

ークに加盟している。シャルルロワは、国際交流においても革新性に重点を置いている。例えば、同コミューンは、ムルシア（スペイン）、プラハ（チェコ共和国）等とともに、コミニーンの戦略的な管理運営について、ブライトン（イギリス）、ポツダム（ドイツ）、コーク（アイルランド）ともに、地域開発における文化遺産の有効活用について調査及び情報交換を行っている。また、同コミニーンは、都市運営、麻薬中毒者の社会復帰等について活動している「アジュール（AZUR）」ネットワーク（欧州、ラテン・アメリカの都市で構成される）にも参加している。これらの同事業は、通常、1年から1年半かけて行われるため、それを通じて都市間の関係も深まっている。同事業の予算は、通常、欧州委員会（EU）によって80%が負担されるため、コミニーンの負担が少なく、また、職員の有効な活用にも寄与している。ほかにも、民主主義を目的としたニューテクノロジーの利用、コミニーン内の移動問題、新たな雇用創出など多くのテーマが検討されている。

シャルルロワは、ロケット「アリアンヌ」の開発プロジェクトに関与している都市（フランスのエヴリー、イタリアのトリノ等、計18都市）や企業によって構成されるアリアンヌ・ネットワークにも加盟している。加盟都市は、宇宙産業の仕事、宇宙輸送を子供達に紹介したり、クルー（仏領ギュイエンヌ）への修学旅行を企画するなど、同事業の教育的な側面に関心を持っている。

## 6 目標

シャルルロワは、1991年に「プロジェクト」を策定し、戦略的な政策方針を打ち出している。同プロジェクトの策定に続き、21世紀に向けた地域開発の根幹を定める「シャルルロワ メトロポール21」と題する都市憲章が1994年に作成された。また、「プロジェクト」の一環で、同コミニーンは長期的な大きな目標を定める将来ビジョンである戦略プランを策定した。これらの目標は、その後も継続されている。同プランは、次の8つの取り組み分野を上げている。①交通、②再雇用及び新雇用、③安全、④生活環境の向上、⑤中心街における商業（周辺の大規模店舗の問題）、⑥文化振興（大展示会、バレー団）及び観光振興（産業観光の拡大）、⑦スポーツの中核都市（欧州レベル）、⑧中核都市機能化（より広い地域の中核都市的役割を担うようにする。）また、国際交流の拡大も、同プランに盛り込まれている。シャルルロワには、同コミニーンが改修工事を行った、ヨーロッパ会議等を開催できる（同時通訳の設備を持つ。）城がある。

## 第3章 シャルルロワ公的社会援助センター

(Centre Public de l'Aide Social de Charleroi)

### 1 概要

公的社会援助センターは、コミニーンの社会政策を進めるのに最適な、また、法人格

を有するコミューンの公共サービス機関である。公的・社会援助センターの活動には、義務的活動とセンター独自に行う任意的活動がある。そのため、センターの活動内容は、コミューンによって大きく異なる。例えば、必ずしも全ての公的・社会援助センターが病院を持っているわけではない。シャルルロワ市の公的・社会援助センターは、地元の雇用主として、地域経済及び地域社会で重要な役割を担っている。同センターの活動分野は、福祉、保健、在宅看護、養老院、療養所等である。

福祉分野では、後見人のもとで新しい仕事（特に、公的・社会援助センターの農場における飼育業、園芸業）を学ぶ助成制度の恩恵を受けている市民の地域社会への復帰や積極的な職探しのためのアトリエの組織化等を行っている 15 の出張所とともに活動を行っている。恵まれない環境にある地区では、共同体リソース・センターが、創作工房やスポーツクラブの提供を推進している。公的・社会援助センターは、社会ホテルや短期間であるが直ぐに入居可能な緊急住宅等を持っている。センターは、子供に対する扶助も行っている。法律によって、センターは社会福祉分野で活動する民間団体と協力することができるようになっている。

公的・社会援助センターは、保健、看護、予防の分野でも活動を行っている。センターは、3つの病院を運営しており、そのうちの一つは、患者収容人数が 1,005 人で 305 人の医師を雇用するワロン・レジオン最大のシャルルロワ大学病院（CHU）である。同大学病院では、年間 20 万回の診察を行っている。公的・社会援助センターは、患者の支払能力の確認を行っていないため、誰でも最新の医療技術を用いた治療を受けることができるが、その反面、支出が増大している。センターは、心臓血管の病気、アルコール中毒等に関する予防キャンペーンを行っている。精神分野では、センターは「テオ・ヴァンゴッッグ（画家ヴァン・ゴッホのフランス語）クラブ」という施設を有し、抑鬱患者向けの二つの保護病棟をエノー県と共同運営している。また、緊急精神科サービスも存在する。

在宅看護サービスに関しては、コミューン合併以来、特に拡大している。今日、在宅看護サービスは、貧窮者のみを対象とするものではない。在宅看護の目的は、できるだけ長い間、対象者を自宅で生活できるようにすることである。それによって、対象者が住み慣れた環境を離れずに済むほか、地方自治体にとっても負担額が少なくて済むという二つの利点がある。在宅看護のサービス料は、対象者の所得レベルに応じて決められる。在宅家族扶助は、看護を行う看護婦 40 人、対象者のニーズを明らかにするソーシャル・アシスタント、一日当たり 3,000 食の配達、日曜大工を専門にするもの 8 人、日常生活扶助等さまざまである。

養老院、療養所については、10 の施設が存在し、総収容人数は 841 人で、うち、看護機能を持つ施設が 356 人である。

## 2 機関

公的社会援助センターは、社会援助委員会によって管理されている。同委員会は、コミュニケーション議会によって、議会の政党配分に応じて選ばれた 15 名の役員で構成されている。

社会援助委員会は、15 名の役員の内からセンター長を選出する。公的社会援助センターのセンター長は、大きな権限を持っている。センター長のみが常任で、助役相当の待遇を受けている。他の役員は、それぞれ、本職を別に持っている。

委員会は、月に一度必ず開かれる。シャルルロワのような大きなコミューンでは、常設事務所（センターの日常的な管理を行う。）、社会援助活動特別委員会（法律が定める公的扶助「ミニメックス」を取り扱う。）、大学病院運営委員会等を設けることが義務付けられている。センター長は、自動的にこれら 3 つの組織の長を務める。ほかにも、養老院、精神科病院等を担当する特別委員会も存在する。

## 3 運営

センター長は、公務員の資格を持ち、センターの職員及びセンターの事務を指揮する事務局長の協力を得ながらセンターの運営を行う。

シャルルロワの公的社会援助センターは、ワロン・レジオンまたは国内の他の公的社会援助センターに比べて、正規職員の数が多い。同センターは、100 種類の職に従事する 3,800 人、また病院職員も加えると、計 4,000 人以上の職員を抱えている。例えば、同センターには、工事担当課（大きな工事は民間企業に委託している。）、ビデオ課、印刷課等が存在する。公的社会援助センターの職員は、独自の枠組みを採用しているが、彼らの身分規定（給与等）はコミューン職員に相当する。センターは、パートタイム雇用を促進し、職員の年令層も若く、職員の約 80% は女性である。

## 4 予算

センターの 1998 年予算は、100 億ベルギーフランを上回り、そのうち 60 億ベルギーフランが病院に当てられている。

### （1）歳入

病院を除くセンターの収入は、ほんの一部は事業収入（5 億 780 万ベルギーフラン：うち、療養所の事業収入が 4 億 1,900 万ベルギーフラン）によるが、大半は移転収入である。移転収入の交付機関は、シャルルロワ、ワロン・レジオン、連邦政府の三つである。これら 3 機関からの移転収入の総額は、28 億 3,400 万ベルギーフランに及ぶ。

ワロン・レジオンは、社会援助基金と呼ばれる交付金を与えており、その額は、1998 年に 2 億 800 ベルギーフランであった。国は、ミニメックス（公的社会援助センターが担当している公的扶助）の一部を負担し、その額は 1998 年に 5 億 5,400 万ベルギーフ

ランであった。連邦政府とレジオンは、これ以外にも、各種補助金をセンターに支給している。シャルルロワは、上述の移転収入とセンターの年間予算の差額を支払い、予算の穴埋めを行っている。ちなみに、1998 年にシャルルロワが支払った額は、10 億 950 万ベルギーフランである。ミニメックスにおいても国負担分以外は、コミューンが差額を負担している。現在、シャルルロワ内のミニメックス受給者の数は 3,500 人で、支給総額は 7 億 5,000 万ベルギーフランである。

## （2）歳出

病院を除く主要な支出は、人件費（12 億 1,900 万ベルギーフラン）、移転支出（12 億 1,900 万ベルギーフラン：そのうち大半はミニメックスであるが、公的的社会援助センターが全額支給している財政的・社会援助も 3 億ベルギーフランに及ぶ。）、管理運営費（4 億 9,200 万ベルギーフラン：うち半分弱は療養所に当てられている。）である。

## 5 目標

シャルルロワの公的・社会援助センターは、全住民が人間としての誇りに見合った生活を営むことができるよう、住民のために、数多くの分野で活動を行っている。法律によって、全ての者は、社会援助を受ける権利を有する。シャルルロワの公的・社会援助センターのセンター長は、21 世紀を控えて、経済的に困難な状況の中では特に市民の連帯性が必要となると考えている。それ故、同センターは、必要と思われる社会的性格の様々なサービスを提供することにより、義務的任務だけでなく任意的任務も果たしている。そして、同センターは、市民一人一人の幸福な生活に寄与すると同時に、シャルルロワ周辺の地域経済にも貢献している。また、公的・社会援助センターは、数多くの活動を通して富の生産にも寄与している。このように、公的・社会援助センターは、地域経済に対し重要な役割を担っている。しかし、現在、ベルギーでは、同センターを市の一つの部局とすることも検討されており、市民にその存在をより知らしめなければならないと考えられている。このような広報活動の一環として、シャルルロワの公的・社会援助センターでは、センターの活動を紹介する訪問者及び新規採用者向けビデオを作成した。

## 第4章 三つの機関の関係

ベルギーでの実地調査において、二つのテーマがしばしば話題に上がった。それは、後見監督と権限である。後見監督については、監督を行う側の見方と受ける側の見方がある。これら二つのテーマは、現在、議論の対象となっており、後見監督の部分的廃止または3層制から2層制（おそらく、県を廃止することにより）への変更等の改革が行われる可能性もある。

## 1 後見監督

エノー県は、ワロン・レジオンの後見監督下に置かれていると同時に、シャルルロワに対し後見監督を行っている。また、シャルルロワは、同コミューンの公的 sociale assistance センターに対し後見監督を行っている。

### (1) シャルルロワの公的 sociale assistance センターに対する後見監督

公的 sociale assistance センターは、財政的にはコミューンに依存しているものの、コミューンからはかなり自立している。それでも、公的 sociale assistance センターは、コミューンの後見監督下に置かれている。センターの決定のいくつかは、コミューンの承認を得ることが義務付けられている。コミューン長は、社会援助委員会に出席することができる。同様に、公的 sociale assistance センター長はコミューン議会に参加することができる。当然ながら、コミューン長と公的 sociale assistance センター長が同一政党に属する場合は、両機関の間で良い関係が保たれることが多い。

### (2) エノー県のシャルルロワに対する後見監督

コミューンは、県の後見監督を批判している。なぜなら、県の後見監督は、適法性の監督にとどまらず、議決事項の妥当性の監督にも及ぶためである。

### (3) ワロン・レジオンのエノー県に対する後見監督

県知事は、法律の施行を保証する。県知事は、県議会または県常任理事会の業務の執行に問題があると認めた場合には、これを訴えることができる。コミューンに対する県の後見監督の際には、知事は意見表明権しか有さないが、県の決定が違法または公益に反すると判断した場合には、そのことをワロン・レジオンに知らしめ、レジオンが最終的な決定を下すことがある。このような知事の介入は、政治的な理由によることが多い。すなわち、コミューンと良い関係を維持するため、県の常任理事会の段階では、疑わしいコミューンの決議を指摘せずに、知事がレジオンに報告することにより、いわば下駄を預けるケースが見られるからである。問題となる決議は、予算、人事等に関するものである。

ベルギーでは、互いに妥協する習慣があるため、実際に県知事が上訴するケースは極めて少ない。つまり、後見監督が行使される以前に、解決策が模索される。過去に、レジオンが大幅な赤字となっていたコミューンの予算（例えば、シャルルロワ、モンス）を「妥当性を欠いている。」と判断し、無効にしたケースがあるが、1980年代に入って、予算を均衡させることができがコミューンに義務付けられるようになった。

後見監督権は、特に税制分野で行使されている。ワロン・レジオンは、県及びコミューンに対し税率の上限を定めている。つまり、各県は、定められた範囲内で独自の税率を選択することができるが、レジオンは、採用された税率が認めがたいものであると判

断すれば、これを無効にすることができます。ワロン・レジオンは税率の一本化（同一の税金を同一の税率で課税する。）を望んでいるとのことである。これに対し、県の関係者は、県民へのサービスが県によって異なっているため、そのための財源が異なるのも当然であると主張している。

## 2 権限の重複

### （1）県とコミューンまたは広域行政組織間の重複

エノー県とシャルルロワの間には、時として権限の重複（市有公園の中を通る川の管理を県が担当するなど）が存在するが、実際には特に問題とならない。

なぜなら、県は、同じ問題に対し、コミューンとは別の次元で取り組んでいるからである。例えば、コミューンと県は、両者とも観光政策を行っているが、シャルルロワが観光振興を行っているのに対し、エノー県も県全体の観光振興（シャルルロワも当然含まれる。）を行っているからである。政治家にとって重要な分野の一つである教育（学校の運営等）に関しては、あるコミューン内で、県とコミューンが競合するということも起こりうるが、エノー県が担当する教育は、コミューンのそれよりも、より技術的また専門的なものである。

県と広域行政組織間の重複についても同じように、県は県益を重視し、広域行政組織は対象コミューンにとっての公益を重視している。エノー県は、シャルルロワも加盟しているゴミ処理のための広域コミューン会社や福祉事業専門の広域コミューン会社の株主となっている。エノー県では、広域行政組織間でも競合することがあり、広域行政組織が多すぎるという意見もある。エノー県は、計 11 の広域行政組織に加盟している。

しかし、県と広域行政組織間の権限重複は、県の存在を危うくしているとも言える。これは、権限階層が多すぎる結果、税収入が分散されてしまうため、競合しやすい県または広域行政組織のうち、一つの階層を廃止すべきではないかという議論が生まれるからである。広域行政組織については、二つの対立する意見がある。一つは、県関係者が指摘するように、県の監督から免れ、コミューン議会によって選ばれた政治家が絶対的な権力を握る現在のような形での広域行政組織には反対という意見である。もう一つは、広域行政組織は、より柔軟性のある運営を可能にすることから、維持すべきだという意見である。

### （2）コミューンと公的社会援助センター間の重複

コミューンと公的社会援助センターは、保健（障害者看護）や社会福祉分野において、互いに権限を有する。ソーシャル・アシスタントの中には、シャルルロワがそうであるように、コミューンの職員もいれば、公的社会援助センターの職員もいる。しかしながら、法律が定めるいくつかのしくみによって、これら二つの機関の間で発生する相互干

渉を回避している。例えば、重要な案件については、コミニーン長と公的・社会援助センター長が参加する社会援助委員会で審議されたり、コミニーン長が社会援助委員会に参加することができるなど、コミニーンと公的・社会援助センター間の協議が義務付けられていることである。

なお、コミニーンが公的・社会援助センターに対し行っている後見監督の一環で、コミニーンは同センターの活動を承認することもできれば、またこれに反対することもできる。

広域行政組織も、コミニーンから、社会福祉に関する権限を委譲されることがある。シャルルロワが参加している広域行政組織の一つがその例で、同広域行政組織は、病院の運営を行っている。公的・社会援助センターも、独自の病院や養老院を持っている。公的・社会援助センターの役割が、貧窮者救済であることから、センターが運営する病院の利用者の中に支払い能力のないものが多いということは懸念される。

### （3）公的機関と民間企業の間の重複

次の分野のように、公的機関と民間企業が共存している分野も存在する。

- ・安全：民間警備会社とシャルルロワ警察
- ・輸送：民間輸送会社と公営バス、公営地下鉄等
- ・病院：私立病院と公的・社会援助センター、広域行政組織等の公立病院

## 参考文献一覧

- ・世界各国便覧叢書「ベルギー王国・ルクセンブルク大公国」(1986 年 外務省欧亜局西欧第一課編)
- ・「世界年鑑」(1998 年 共同通信社)
- ・ヨーロッパ各国の地方自治制度(1990 年 自治体国際化協会)
- ・Structure et fonctionnement de la démocratie locale et régionale (1993: Conseil de l'Europe)
- ・Les Constitutions de l'Europe des Douze (édition 1994: La Documentation Française)
- ・ Les Collectivités décentralisées de l'Union européenne (1995: La Documentation Française)
- ・Les finances des pouvoirs locaux en 1997 (Credit Communal de Belgique)
- ・ Les finances locales dans les quinze pays de l'Union Européenne (1997:DEXIA)
- ・Rapport Anuel (1997:DEXIA)
- ・Code électoral communal , Code électoral provincial(シャルルロワ市からの提供)
- ・Le fonds des communes (J,F,HUART , M .THOULEN ;1997, Edition Vanden Broele Bruges)
- ・Reviseur d'entreprises (Institut des reviseur d'entreprises)
- ・連邦政府ホームページ(<http://www.belgium.fgov.be>)

## CLAIR REPORT 既刊分のご案内

NO	タイトル	発刊日
第212号	ベルギーの地方自治	2001/2/20
第211号	決算分析でみる日韓地方財政	2000/8/11
第210号	韓国における防災体制について	2000/8/11
第209号	中国の地方行財政制度	2000/7/5
第208号	英国の地方分権	2000/7/5
第207号	英国におけるパートナーシップ	2000/6/22
第206号	英国におけるベストバリュー-From CCT to Best value-	2000/6/22
第205号	タイの地方分権の動きと人材育成	2000/6/22
第204号	シンガポールにおける情報化政策—行政、教育分野の実例を中心に—	2000/6/9
第203号	マレーシアにおける民営化施策—州政府及び地方自治体を中心に—	2000/6/9
第202号	米国における高齢者福祉対策	2000/5/29
第201号	米国の地方団体・州・連邦における行政評価	2000/5/29
第200号	英国における自治体構造改革—スコットランド地域での1996年自治体再編の報告—(第2部)	2000/5/19
第199号	英国における自治体構造改革—スコットランド地域での1996年自治体再編の報告—(第1部)	2000/5/19
第198号	オーストラリアにおける環境保全対策—自治体の取組事例を中心に—	2000/5/19
第197号	行政事務からみたタイの地方自治	2000/4/19
第196号	ラオスの行政制度	2000/3/31
第195号	ロンドンの新しい広域自治体—グレーター・ロンドン・オーソリティーの創設—	2000/3/31
第194号	英国における民間活力導入施策—The Private Finance Initiative —	2000/3/13
第193号	ドイツ地方行政の概要	2000/3/13
第192号	英国の新しい市民参加手法—市民パネル、市民陪審を中心として—	2000/3/13
第191号	インドネシア・バタム島産業地域の開発と地方行政	2000/2/21
第190号	米国の州、地方団体における売上・使用税の概要	2000/1/21
第189号	韓国の地方組織改編について	1999/11/30
第188号	韓国の女性政策について	1999/10/29
第187号	オーストラリアの青少年政策—青少年の生活と直面する諸問題—	1999/10/29
第186号	韓国地方公務員制度について	1999/8/30
第185号	1998年米国中間選挙—米国の選挙制度—	1999/7/21
第184号	メガシティートロントの発足—トロント首都圏の広域合併問題—	1999/3/30
第183号	英国の外部監査制度と監査委員会	1999/3/26
第182号	欧州連合における姉妹都市提携	1999/3/10
第181号	大韓民国の1998年統一地方選挙	1999/3/10
第180号	アメリカにおけるホームルール	1999/3/8
第179号	米国地方政府における競争手法の導入—メリーランド州モンゴメリーカウンティの場合	1999/2/15
第178号	韓国「新都市」について—住宅供給を目的とした街づくり	1999/1/14
第177号	シンガポールの福祉政策	1998/12/3

CLAIR REPORT各号のタイトル、目次等の最新情報については、当協会のホームページ  
<http://www.clair.nippon-net.ne.jp>をご覧ください